

—東京地方税理士会川崎南支部共催—

# 孫への贈与で個人大増税時代に備える 消費税改正と教育資金の贈与に係る非課税措置について

リハビリテーション科「足の痛みを運動で治そう！」終了後

平成25年12月17日

午後3時45分～4時15分



青松税務会計事務所  
青松 利幸 税理士

来年4月には8%、平成27年には10%へと税率引き上げが予定されている消費税、そして平成27年からは課税強化が実施される相続税。このわずか2年間で個人を対象に大幅に税金の納税リスクが高まります。子や孫への教育資金の贈与により、有効な相続税対策が可能です。

《同時開催》

無料個別税務相談会

午後2時～4時45分まで

(お問合わせ) 総合新川橋病院 事務部・阿部 Tel044-222-2111

リハビリテーション科・東京地方税理士会

# 新川橋公開講座